

八王子市みどりの基本計画策定検討懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市みどりの基本計画に基づき、計画の施策方針に沿った、市の公園・緑地の適正な配置と整備、自然環境の保全、都市緑化の推進及び緑化の体制づくり等について、専門的な意見を得ることを目的とし、八王子市みどりの基本計画策定検討懇談会（以下、「懇談会」という。）を開催する。

(意見の聴取等を行う事項)

第2条 懇談会は、次の事項について参加者から意見の聴取等を行う。

- (1) みどりの配置方針について
- (2) 緑地の保全・緑化のための施策について
- (3) 重点取組（リーディングプロジェクト）について
- (4) みどりの地域別方針について
- (5) みどりの基本計画素案について
- (6) パブリックコメントについて
- (7) みどりの基本計画原案について
- (8) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(構成)

第3条 懇談会の参加者は、学識経験者、市民、事業者及び関係行政機関をもって構成する。

2 参加者からは、専門的な意見を聴取するものとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、参加者の互選によりこれを定める。

2 座長は座長代理を指名することができる。

3 座長は懇談会を進行する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(期間)

第6条 懇談会の開催期間は、平成30年6月から平成32年3月までとする。

(守秘義務)

第7条 参加者又は参加者であった者は、懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって、その効力を失う。